

第2号議案

災害時連携計画の確認における考慮事項の変更等について (案)

今般、一般送配電事業者たる会員が災害時連携計画の変更を検討していることをうけ、業務規程第176条の4第2項の規定に基づき、本機関が災害時連携計画の確認をするにあたっての考慮事項を変更し、本機関ウェブサイトで公表する。

1. 変更理由

2020年に発生した台風10号時の対応をうけ、甚大な被害が想定される場合においても速やかな対応が可能となるよう、発災前の応援派遣に係る具体的な業務運行や発動基準を明確にする必要性が認められたことから、本機関としてその内容を確認するための考慮事項を変更するもの。

2. 変更内容

別紙1の通り

(主な変更内容)

- ・発災前の応援に関する連絡体制、応援判断基準、発災した場合の体制移行等

3. 公表日

2021年5月19日

以 上

【添付資料】

別紙1： 災害時連携計画の確認における考慮事項_新旧対照表 (案)

別紙2： 災害時連携計画の確認における考慮事項 (案)

別紙3： ウェブサイトにおける公表資料

<参照条文>

○業務規程 (抄)

(災害時連携計画の検討等)

第176条の4 本機関は、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の

提出を受けたときは、法第33条の2第3項の規定により、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、検討を行う。この場合、本機関は、必要に応じ、災害時連携計画を提出した一般送配電事業者たる会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。

- 2 本機関は、国の政策方針又は審議会等における審議の結果を考慮し、理事会において災害時連携計画の確認における考慮事項を定め、その結果を公表する。

考慮事項 新旧対照表

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
<p>(1) 一般送配電事業者相互の連絡に関する事項</p> <p>① 一般送配電事業者相互の連絡に関する事項及び被災事業者の対応方針</p> <p>災害発生時の相互協力対応を適切かつ円滑に実施するために、被災時における一般送配電事業者間の連絡体制について確認を行う。</p> <p><具体的確認事項></p> <p>○連絡体制を構築するにあたっては、以下項目について確認を行う。</p> <p>a. 被災時における連絡体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口の明確化 ・幹事事業者決定の考え方 <p>b. 被災時における受け入れまでの連絡フロー</p> <p>c. プッシュ型応援時の連絡体制</p> <p>○被災事業者から他の事業者に対する応援要請の考え方、応援事業者の受け入れ体制について確認を行う。</p> <p>a. 応援要請の判断基準</p> <p>b. 応援事業者を受け入れるための連絡体制。</p> <p>c. 応援事業者のプッシュ型応援実施の判断基準</p> <p>d. 共同訓練を通じた実行性のある受け入れ体制の構築（共同訓練計画への反映）</p> <p>○被害状況の把握等、非常災害発生時の体制整備に係る記載について確認を行う。</p> <p>a. 被災側、応援側ともに迅速に被害状況を把握し連携できる体制</p> <p>b. 巡視要員の配置に関する考え方</p>	<p>(1) 一般送配電事業者相互の連絡に関する事項</p> <p>① 一般送配電事業者相互の連絡に関する事項及び被災事業者の対応方針</p> <p>災害発生時の相互協力対応を適切かつ円滑に実施するために、被災時および被災が想定される場合における一般送配電事業者間の連絡体制について確認を行う。</p> <p><具体的確認事項></p> <p>○連絡体制を構築するにあたっては、以下項目について確認を行う。</p> <p>a. 被災時および被災が想定される場合における連絡体制 <u>(発災前から実際に発災した場合の移行を含む)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口の明確化 ・幹事事業者決定の考え方 <p>b. 被災時および被災が想定される場合における受け入れまでの連絡フロー <u>(発災前から実際に発災した場合の移行を含む)</u></p> <p>c. プッシュ型応援時の連絡体制</p> <p>○被災事業者から他の事業者に対する応援要請の考え方、応援事業者の受け入れ体制について確認を行う。</p> <p>a. 応援要請の判断基準 <u>(被災が想定される場合の基準を含む)</u></p> <p>b. 応援事業者を受け入れるための連絡体制。</p> <p>c. 応援事業者のプッシュ型応援実施の判断基準</p> <p>d. 共同訓練を通じた実行性のある受け入れ体制の構築（共同訓練計画への反映）</p> <p>○被害状況の把握等、非常災害発生時の体制整備に係る記載について確認を行う。</p> <p>a. 被災側、応援側ともに迅速に被害状況を把握し連携できる体制</p> <p>b. 巡視要員の配置に関する考え方</p>

災害時連携計画の確認における考慮事項（案）

(0) 全般に係る共通事項

- ・本文や各別添資料に対し、基本的な考え方や作成した意図が明らかになっており、災害の状況に応じて柔軟な対応ができるものとなっているか（基本動作や参照箇所の明確化）について確認を行う。
- ・関係機関との連携など、体制の構築に関係者の理解などに時間を要するものについては国の審議会等を踏まえ、これをより深めていくために今後の進め方等も含めた方向性が十分な内容となっているかについて確認を行う。
- ・今回は本文及び別添資料に反映できないが将来的には反映が望ましい内容が明らかになっているか等、実施時期や考え方について確認を行う。

(1) 一般送配電事業者相互の連絡に関する事項

① 一般送配電事業者相互の連絡に関する事項及び被災事業者の対応方針

災害発生時の相互協力対応を適切かつ円滑に実施するために、被災時および被災が想定される場合における一般送配電事業者間の連絡体制について確認を行う。

<具体的確認事項>

- 連絡体制を構築するにあたっては、以下項目について確認を行う。
 - a. 被災時および被災が想定される場合における連絡体制（発災前から実際に発災した場合の移行を含む）
 - ・窓口の明確化
 - ・幹事事業者決定の考え方
 - b. 被災時および被災が想定される場合における受け入れまでの連絡フロー（発災前から実際に発災した場合の移行を含む）
 - c. プッシュ型応援時の連絡体制
- 被災事業者から他の事業者に対する応援要請の考え方、応援事業者の受け入れ体制について確認を行う。
 - a. 応援要請の判断基準（被災が想定される場合の基準を含む）
 - b. 応援事業者を受け入れるための連絡体制。

- c. 応援事業者のプッシュ型応援実施の判断基準
 - d. 共同訓練を通じた実行性のある受け入れ体制の構築（共同訓練計画への反映）
- 被害状況の把握等、非常災害発生時の体制整備に係る記載について確認を行う。
- a. 被災側、応援側ともに迅速に被害状況を把握し連携できる体制
 - b. 巡視要員の配置に関する考え方

(2) 一般送配電事業者による従業者及び電源車の派遣及び運用に関する事項

① 要員及び車両の現状把握と共同運用に係る在り方

非常災害時を想定し、応援融通を行うことが可能な電源車等の共同運用状況や在り方の明確化について確認を行う。

<具体的確認事項>

- 非常災害時を想定し、以下項目について確認を行う。
 - a. 要員の共同運用について
 - ・ 労災防止の観点を踏まえた応援事業者の安全管理及び健康管理方法
 - b. 電源車の保有台数
 - c. 受入拠点や宿泊施設の確保・リストの整備状況

② 被災時の現場運用管理（電源車の運用・管理方法）

非常災害時における電源車の把握と指揮を迅速に行うための管理方法について確認を行う。

<具体的確認事項>

- 非常災害時に電源車の把握と指揮を迅速に実施すべく、以下項目について確認を行う。（管理表や収集・把握フロー等）
 - a. 電源車の派遣要請（ニーズ）の収集・把握方法
 - b. 電源車および運転要員の運用・管理方法

③ 電源車の位置等、現場での情報共有に係る現状把握と在り方

非常災害時の円滑な情報共有に向けて、電源車の位置、復旧班の位置等に関する情報共有体制の状況について確認を行う。

<具体的確認事項>

- 非常災害時の円滑な情報共有に向け、以下事項について確認を行う。
 - a. 復旧要員等状況把握
 - ・ 復旧要員、電源車の位置の把握、情報共有方法

- b. 電源車および復旧要員の位置を把握するシステム（GPS システム）の導入
 - ・ GPS システムの導入状況、導入見通し
 - ・ 今後、導入見通しがある場合は具体的な検討スケジュール（目途）や検討状況

(3) 迅速な復旧に資する電気工作物の仕様の共通化に関する事項

① 電気工作物の仕様の共通化に関する対応

復旧作業にあたり、対象設備や使用される資機材について、個別仕様等による支障有無や、今後の仕様統一化等の対応見込みについて確認を行う。

<具体的確認事項>

○復旧作業等に対して、個別仕様による支障等の有無、仕様統一に関する検討状況について、以下事項の確認を行う。

- a. 電源車、復旧に係る工具および資機材の仕様
 - ・ 共用可否の状況
 - ・ 共用否なものに対して仕様統一化への対応見込み
 - ・ 仕様統一化の事例
- b. 復旧に係る工法
 - ・ 個社独自の特殊な工法（統一すべき工法）の有無の確認
 - ・ 統一化否なものに対する工法統一化への対応見込み
 - ・ 工法統一化の事例

(4) 復旧方法の共通化に関する事項

① (3)を踏まえた各社共通の復旧方法

復旧作業にあたり、対象設備や使用される資機材について、個別仕様等による支障有無や、共通手順書や取扱いマニュアル等の整備状況について確認を行う。

<具体的確認事項>

○復旧作業等に対して、個別手順による支障等の有無、共通手順書について以下事項の確認を行う。

- a. 共通手順書（電源車、復旧に係る工法）
 - ・ 早期停電解消のための復旧方法の基本的考え方
 - ・ 被害種類毎の仮復旧および電源車等の共同運用が想定されるものの操作に対する各社共通の手順書
- b. 手順書の更新スキーム
 - ・ 適宜更新する仕組み
 - ・ 今後の見通しがある場合は、具体的な検討スケジュール（目途）や検討状況

② 被災事業者-応援事業者間での作業進捗の管理、情報共有方法等

早期復旧に向け、作業面および安全面等で支障が出ないように、被災事業者-応援事業者間の復旧方針や、作業進捗状況等に関する情報共有方法について確認を行う。

<具体的確認事項>

○早期復旧に向け、作業面及び安全面等で支障が生じないように、被災事業者-応援事業者間で、以下事項について確認を行う。

a. 復旧方針

- ・復旧に係る基本的な概念・考え方

b. 復旧方法

- ・復旧方針・方法の指示に関する体制やフロー
(指示のタイミングや指示元/先の明確化)

c. 復旧状況、作業進捗管理等システム

- ・復旧状況の迅速な把握及び工程管理に関するシステムの導入状況、導入見通し
- ・今後、導入見通しがある場合は具体的な検討スケジュール（目途）や検討状況

(5) 災害時における設備被害状況、その他の復旧に必要な情報の共有方法に関する事項

① 復旧に必要な情報の共有方法に関する事項

被害状況を把握し、復旧見通しを早期・的確に情報発信できる手法や情報プラットフォームの構築状況について確認を行う。

<具体的確認事項>

○被害状況を把握し、復旧見通しを早期・的確に情報発信できるように、以下事項について確認を行う。

a. 先進技術を用いた復旧見通しの算出手法の開発

- ・復旧見通しの算定手法に関する検討状況、今後の見通し
- ・復旧見通しの早期発信（48時間以内を目指す旨の記載）

b. 復旧見通しの算出/情報共有・発信するPF構築

- ・電力各社におけるPFの構築状況、見通し
- ・今後、導入見通しがある場合は具体的な検討スケジュール（目途）や検討状況

(6) 電源車の燃料の確保に関する事項

① 燃料の確保の方針

電源車の応援融通を想定し、平時、緊急時における電源車の燃料確保の方針について確認を行う。

<具体的確認事項>

○電源車の応援融通を想定し、以下事項について確認を行う。

- a. 燃料
 - ・調達量（平時）
 - ・追加的な燃料の調達方針（緊急時）
（販売業者との協定増加、燃料給油用ローリーの所持等）
- b. 燃料給油用ローリー、ドラム缶等
 - ・調達方針、ローリー台数リスト化
 - ・電源車燃料輸送に係る平常時契約先・非常災害時協定締結状況
- c. 燃料調達等に係る応援体制

(7) 電気の需給及び電力系統の運用に関する事項

① 電気の需給及び電力系統の運用の実施状況

大規模電源脱落発生時等、大幅な周波数低下に対する対策やブラックアウトからの系統復旧方策について、周波数低下対策に加え、広域的な系統復旧方策の確認を行う。

<具体的確認事項>

○電力需給の運用に関して、以下事項について確認を行う。

- a. 需給ひっ迫時における需給状況の改善方策
 - ・エリア間の供給力の応援の手順について、広域機関業務規程に規定する需給状況の改善に関する手順との整合
- 系統の運用に関して、以下事項について確認を行う。
 - b. 大規模電源脱落発生時の周波数低下対策
 - ・対策に含まれる複数の方策、対策の体系(全体像)
 - c. 大規模停電時における復旧方策
 - ・停電範囲に応じた手順（エリア間での連携を含む）
- 当項目について連絡体制が他の項目と異なるため、個別の記載について確認を行う。

(8) 電気事業者、地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

① 関係箇所との連携に関する好事例の水平展開

関係箇所と円滑な復旧・情報連携を図るべく、好事例の横展開体制の整理状況等について確認を行う。

<具体的確認事項>

- 関係機関と円滑な復旧・情報連携を図るべく、以下事項について確認を行う。
 - a. ベストプラクティスを共有する体制の構築

- ・事例集の更新、関係機関と共有する具体的方法
(既存の情報連絡会の場を活用する等)
- ・地域特性等を踏まえた共有内容の水平展開計画
- b. 自治体での重要施設等のリスト作成協力
 - ・自治体作成の重要施設リストの取扱い
- 自社の連携状況や事例集に反映された他社の各種連携状況について、各社防災業務計画等と調整を図る旨の記載確認を行う。

② 電気事業者及び通信事業者との連携体制

電気事業者および通信事業者との円滑な復旧・情報連携に関する整理状況について確認を行う。

<具体的確認事項>

- 電気事業者（発電事業者、小売電気事業者）との連携について、グループ会社、グループ会社以外との連携に関する記載確認を行う。
 - a. 連携体制の構築
 - b. 協力事項の具体化
- 通信事業者との円滑な復旧・情報連携を図るべく、以下事項について確認を行う。
 - a. 連携体制の構築
 - b. 協力事項の具体化

③ 要員・資機材輸送等に係る連携体制

資材・車両、要員等の円滑な輸送を実現すべく、関係箇所との連携の整理状況について確認を行う。

<具体的確認事項>

- 資材・車両、要員等の円滑な輸送を実現すべく、以下事項について確認を行う。
 - a. NEXCO との連携
 - ・連携体制の構築
 - ・協定の締結状況
 - b. フェリー会社との連携
 - ・連携体制の構築
 - ・優先搭乗等を速やかに協力要請できるスキーム
 - c. 建設業界や電気工事業界との連携
 - ・連携体制の構築
 - ・協定の締結状況

④ 復旧作業に係る連携体制（倒木処理等）

早期復旧に資するべく、復旧作業（倒木処理等）に関して関係箇所との連携の整理状況について確認を行う。

<具体的確認事項>

○早期復旧に資するべく、復旧作業（倒木対策等）に関して、以下事項について確認を行う。

- a. 自衛隊との連携
 - ・ 平時からの連携（訓練等）
- b. 自治体との連携
 - ・ 平時の計画的な伐採
 - ・ 障害物除去に係る協定締結
 - ・ 地域性等を踏まえた連携拡大
 - ・ 林野庁における取組みとの連携

(9) 共同訓練に関する事項

① 共同訓練の実施内容

非常災害時における円滑な相互協力対応を実施すべく、実施目的等を明確にした共同訓練の計画について確認を行う。

<具体的確認事項>

○非常災害時における連携の円滑化を図るため、共同訓練について以下事項の確認を行う。

- a. 一般送配電事業者間の共同訓練の在り方
 - ・ 目的、頻度、PDCA を回す仕組み
- b. 共同訓練の実施内容
 - ・ 受援体制の確認
 - ・ 効率的な仮復旧工事に向けた工法や材料等の確認

○社内訓練や関係機関との共同訓練について、地域特性等を踏まえたうえで、各社防災業務計画等と調整を図る旨の記載確認を行う。

以上

災害時連携計画の確認における考慮事項の変更及び公表について

業務規程第176条の4第2項の規定に基づき、災害時連携計画の確認における考慮事項を変更しましたので公表いたします。

- [災害時連携計画の確認における考慮事項 新旧対照表](#)  (●●KB)
- [災害時連携計画の確認における考慮事項](#)  (●●KB)
- [\(参考\)災害時連携計画の確認における考慮事項の変更について](#)  (●●KB)

※添付資料略

お問い合わせ

[お問い合わせフォーム](#)